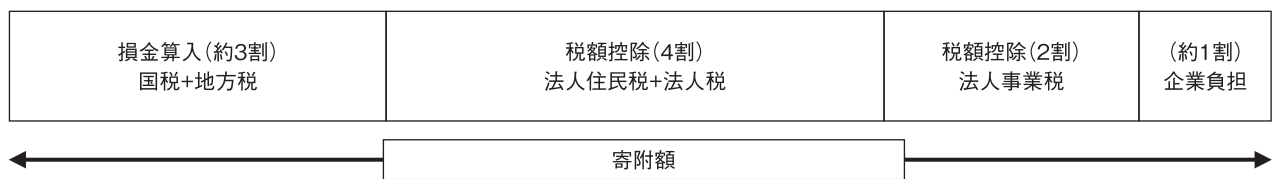


島根県からのお知らせ

(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税関係)

1 地方創生応援税制（特定寄附金税額控除）の延長について

令和7年度税制改正により、認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割及び法人事業税額の特定寄附金税額控除について、その適用期間を3年延長することとされました（令和10年3月31日まで）。



※控除の適用には受領証の写しの添付が必要となります。

2 電気供給業を行う法人が収入金額を算定する場合において控除される収入金額の特例措置の延長について

令和7年度税制改正により、一般送配電事業者又は配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限が令和12年3月31日まで延長されました。

3 ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長について

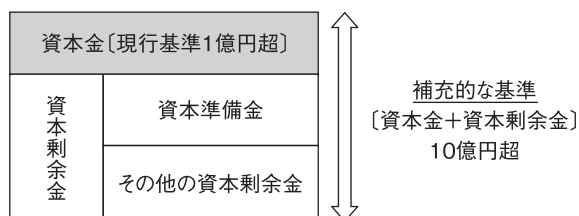
令和7年度税制改正により、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が令和10年3月31日まで延長されました。

4 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

令和6年度税制改正により外形標準課税の適用対象が見直され、以下のとおりとなります。

(1) 減資への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

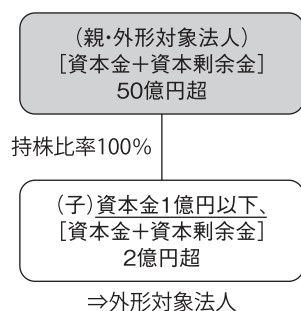


※ 経過措置として、施行日（令和7年4月1日）以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」）については、公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象法人であった場合には、事業年度末に資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税の対象となります。

ただし、公布日を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税の対象であっても、公布日の前日の現況において資本金が1億円以下で、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までに終了した各事業年度において外形標準課税の対象外である場合は経過措置の対象外となります。

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金と資本剰余金が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。



※ 新たに外形標準課税の対象となった法人の以下事業年度の申告納付すべき事業税額が、外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額を超えた場合には、次のとおり税負担が軽減されます。

○令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

当該超える金額の3分の2に相当する金額を軽減

○令和9年4月1日～令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

当該超える金額の3分の1に相当する金額を軽減

※ 特例措置により、産業競争力強化法の改正日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、5年間外形標準課税の対象外となります。

5 外形標準課税の対象法人の法人事業税の中間申告義務判定の見直しについて

令和6年度税制改正により、外形標準課税対象法人の中間申告義務判定が見直されました。令和7年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税において中間申告義務のない法人であっても、前事業年度において外形標準課税の対象法人である場合に中間申告義務があることとなります。

6 外形標準課税適用の法人の付加価値割における賃上げに係る税制について

法人税における賃上げ促進税制に合わせ、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるなどの要件を満たす場合は、控除対象雇用者給与等支給額を付加価値額から控除することが可能です。

※誤りが多くなっています

○法人県民税 第6号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）

欠損金額（繰戻還付適用前）1,000 万円、法人税の還付請求額 120 万円の場合

欠損金の繰戻還付の規定により還付を受けた法人税額は「県民税の欠損金（正式名称は「控除対象還付法人税額）」として、第6号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）で翌期以降に繰り越し、翌期以降の県民税の計算の基礎となる法人税額から控除します。

【第6号様式別表2の5】県民税の記入例						
控除対象還付法人税額又は控除対象 個別帰属還付税額の控除明細書		事業年度	・ ・	・ ・	法人名	
事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額	既に控除を 受けた額	控除未済額 ①－②	当期控除額	翌期繰越額	
	④	②	③	④	⑤	
・ ・	円	円	円	円		
・ ・						円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						
当 期 分	1,200,000		1,200,000		1,200,000	
同上の うち	中期期間において 生じた控除対象 還付法人税額					
	上記以外	1,200,000	1,200,000		1,200,000	
合 計	1,200,000	円	1,200,000	円	1,200,000	

第6号様式別表2の5
 用紙日本企業標準A4
 第1条・第10条の二関係
 別紙△

8 納税証明書の発行について

法人県民税・事業税・特別法人事業税の申告から概ね1～2週間以内に納税証明書の申請をする場合、納税証明書の発行にお時間をいただく場合があります。お急ぎの場合は、事前に県民センターにお問い合わせください。

また、通常窓口で申請する際に必要となる書類に加えて、申告書の控と収印のある領収証書の原本をご提示ください。なお、設立届や異動届（代表者や住所の変更等）が提出されていない場合には、届出の処理を行った後に納税証明書の発行処理をすることになり、手続きに時間を要することがあります。

9 紙の納付書等の事前送付の取りやめについて

申告時期前に紙の納付書等をお送りしていますが、電子化・省資源化を推進するため、令和7年4月送付分から、次のとおり一部法人等に対して紙の納付書等の事前送付を取りやめておりますので、ご理解をお願いします。

直近の中間申告又は 確定申告の方法	直近の納付方法	次回の紙の納付書等
電子申告	共通納税	送付しません
電子申告	納付書・Pay-easy (ペイジー)	送付します
紙様式で申告	納付書・Pay-easy (ペイジー)	送付します

※納付書が必要な場合は、管轄の県民センターへご連絡いただきますようお願いいたします。

10 申告様式等のホームページへの掲載

申告・届出に必要な様式や記載の手引きは、島根県ホームページ（トップ>目的で探す>くらし>税金>様式ダウンロード>法人三税）に掲載していますので必要に応じてご活用ください。

eLTAXを利用されていない法人の皆さまへ

法人三税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税）の申告、申請・届出及び納税の手続は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じてインターネットで行うことができます。

これにより、申告から納税までの一連の手続きについて、窓口に出向くことなく自宅やオフィスから行うことができますのでぜひご利用ください。

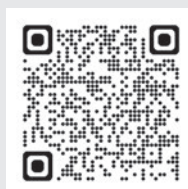
eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02438>

県税の質問はチャットボットへ

県税に関する質問に対応するチャットボットを導入しました。

スマートフォン等から24時間365日好きなタイミングで気軽に問い合わせることができますので、ぜひご活用ください。



※詳細はこちら



↑このバナーをクリック

■東部県民センター 法人課税課
■西部県民センター 法人・軽油課税課
■島根県総務部税務課 課税第二係

電話 0852-32-5621
電話 0855-29-5519
電話 0852-22-5923